

◆令和6年度末で経過措置期間が終了する事項

令和6年度末（令和7年3月31日）で経過措置が終了する事項は以下の通りです。

○業務継続計画未実施減算

→全サービス種別において適用となります。

○身体拘束廃止未実施減算

→新たに、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護において適用となります。

○書面掲示規制の見直し

→全サービス種別において重要事項のウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム）への掲載が義務付けられます。

【介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について（地域密着型サービス）】

(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

→「業務継続計画未実施減算」の対象となり、「別紙1-3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「業務継続計画策定の有無」の届出が必要となります。届出がない場合は、「減算型」となりますので、御注意ください。

(2)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用のみ）

→「身体拘束廃止未実施減算」の対象となり、「別紙1-3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「身体拘束廃止取組の有無」の届出が必要となります。届出がない場合は、「減算型」となりますので、御注意ください。

また、「介護職員等処遇改善加算」についても「加算V」がなくなることから、加算内容に変更がある場合は、必ず届出していただきますようお願いいたします。

提出期限は、令和7年4月15日（火）となりますので、提出漏れがないように御注意ください。

【草津市介護予防・日常生活支援総合事業】

①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出について

経過措置終了に伴い、介護予防型訪問サービスについては「業務継続計画未実施減算」の対象となり、「別紙1-4 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」の「業務継続計画策定の有無」の届出が必要となります。

届出がない場合は、「減算型」となりますので、御注意ください。

また、「介護職員等処遇改善加算」についても「加算V」がなくなることから、加算内容に変更がある場合は、必ず届出していただきますようお願いいたします。

提出期限は、令和7年4月15日（火）となりますので、提出漏れがないように御注意ください。

②①にかかる、介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードについて
サービスコードについては御準備出来次第、メールおよび草津市HP上に掲載しますので、今しばらくお待ちください。

◆令和7年度介護職員等処遇改善加算の取得にかかる処遇改善計画書について
令和7年度介護職員等処遇改善加算および介護人材確保・職場環境等改善事業の計画書の様式が下記HP上に掲載されましたので、加算算定を予定している事業者については、計画書を草津市まで郵送もしくは窓口にて御提出いただきますようお願いします。
令和7年4月および5月から算定される場合は、提出期日は令和7年4月15日となります。
令和7年6月以降に算定される場合は、当該事業年度において初めて処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに御提出いただきますようお願いします。

処遇改善加算に関するホームページ【厚生労働省】

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/apply.html>

なお、「介護人材確保・職場環境等改善事業」との一体的な計画書となります。申請先が異なりますので御注意ください。

処遇改善加算➡指定を受けている自治体（草津市）

介護人材確保・職場環境等改善事業➡都道府県（滋賀県）